

香川新卒者就職・採用応援本部設置要綱

平成 22 年 9 月 24 日設置

平成 26 年 5 月 27 日改正

1 目 的

新規学校卒業生及び未就職卒業生（以下「新卒者等」という。）が、1 人でも多くの内定を得るためには、地域の関係者が緊密に連携し、地域の総力を挙げて就職支援を行う必要がある。

このため、香川労働局（以下「労働局」という。）に、公共職業安定所、労働局、地方公共団体、学校、労働界及び地域の産業界等で構成する「香川新卒者就職・採用応援本部」（以下「本部」という。）を設置し、労働局・安定所を中心とした、地域における新卒者等の就職・採用支援についての企画・調整を行う。

2 組 織

- (1) 本 部 長 香川労働局長
- (2) 本 部 員 別添名簿のとおり
- (3) 事務局長 香川労働局職業安定部長

3 会合の開催

本部は、定期的に構成員を参集して会合を開催し、下記 4 に掲げる事項について検討等を行うものとする。

なお、会合の開催頻度については、構成員の意向や新卒者支援策の進捗状況等を踏まえて事務局で調整・決定する。

4 業務内容

本部においては、以下の事項について業務を実施する。

- (1) 地域における新卒者等支援の実施状況の把握、必要な支援の企画
- (2) 地域における新卒者等の就職・採用状況等の調査・把握、分析等
- (3) 事業主団体等への雇用対策法に基づく青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針についての周知・啓発
- (4) その他新卒者等の就職支援や就職後の職場定着、企業における学卒等の採用確保に資する事項の検討等

5 その他

- (1) 本部の庶務は、香川労働局職業安定課で行う。